

令和5年度第3回 松江市障がい者差別解消推進委員会 議事録

- 1 日時 令和5年11月14日(火) 15:00~15:55
- 2 場所 松江市総合福祉センター 2階 身障者研修室(松江市千鳥町70)
- 3 出席者

(1) 委員

出席：門脇委員長、広野副委員長、安部委員、稲田委員、小田川委員

欠席：京委員、宍道委員、富澤委員、中村委員、山本委員

(2) 事務局

健康福祉部：松原健康福祉部長、岸本健康福祉部次長

(障がい者福祉課) 有間課長、曾田係長、村田係長、仲田係長、福間係長

土井副主任、三井副主任

松江市障がい者基幹相談支援センター絆：浅津氏

4 協議事項

- (1) 松江市障がい者差別解消条例に基づく表彰選考について(本項目のみ非公開※)
- (2) 「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」の改正について
- (3) 「条例見直しに関する意見」及び「障害者差別解消法改正」を踏まえた施策及び取組状況

5 会議経過

【開会】

○有間課長 ただ今から令和5年度第3回松江市障がい者差別解消推進委員会を開催いたします。私は障がい者福祉課の有間でございます。議長選任までの司会進行を務めさせていただきます。本日の会議の出欠状況ですが、急遽ご都合が悪くなった方もいらっしゃいまして、京委員、宍道委員、中村委員、富澤委員、山本委員がご欠席でございます。

それでは、進行は門脇委員長様にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○門脇委員長 それでは、進行させていただきます。まず審議に入ります前に、本会につきましては、松江市情報公開条例及び審議会等の公開に関する要綱の規定により、原則公開となりますが、本日予定されている項目の中で、特に非公開の基準に当てはまるものはございますか。

○曾田係長 障がい者福祉課の曾田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。松江市情報公開条例の規定に基づきまして、今回は(1) 条例に基づく表彰の選考が各種個人的な情報と公正な選考のため非公開の基準に該当すると考えております。

○門脇委員長 ありがとうございます。それでは、表彰選考について非公開とします。

【協議事項】

(1) 松江市障がい者差別解消条例に基づく表彰選考について

《非公開》

(2) 「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」の改正について

○門脇委員長 続きまして協議事項(2)松江市障がいのある人もない人もともに住みよいまちづくり条例の改正について、事務局から説明をお願いします。

○曾田係長 資料4を使いまして説明します。昨年度末から今年度にかけて、この委員会で条例改正や取り組みつきまして、ご意見等をいただきありがとうございました。もう少しで11月議会が始まりますが、先般ご協議いただいた条例改正案について提案する準備がほぼ整ったところでございます。前回の委員会の後、総務課の法制部門、弁護士資格を持つ法務専門官3人もおりますが、もう1度目を通してもらいましたところ、若干ですが修正が入りましたのでご説明させていただきます。資料4の矢印をつけているところをご説明します。

第2条の定義のところ、その中で定義の言葉が前後する関係で、「第何項に規定する難病」のように説明を入れることを考えていましたが、このような定義の場合は説明を入れないという指摘がありましたので、この下線部のところは、取りやめましたのでご報告します。

続いて、改正内容の修正です。前回差別の定義のところ、「障がいを理由として障がいのない人と比較して不当な取扱い」という表現を使っていましたが、比較してという言葉が若干差別を強調するように聞こえないかというご意見をいただきました。それを踏まえて、改正内容を若干変更し、「障がいを理由として不当な取扱い」とすることで、「比較して」という言葉はやめたところでございます。

続きまして事業者の定義の中で「ボランティア活動を行う団体などを含む」という言葉を入れておりましたけれども、ボランティア団体というのは、事業者の中でもごく一部のところでして、これ一つを例示することと、「など」という抽象的な部分を入れるのは、よろしくないという指摘がありました。仮にボランティア団体を入れるのであれば、すべての団体を入れるべきということになり、実際それは出来ませんのでこの括弧の注釈を入れることは取りやめました。

続いて第10号、家族等のところの修正でございます。こちらにつきましては、「兄弟姉妹、孫及びこれらに準ずる者として」と記載しておりましたけれども、「及び」ではなく「並びに」に修正させていただきました。及びのままですと、その改正部分の少し前のところに同居するという言葉が入っていますが、同居する祖父母、兄弟姉妹及び孫及び準ずるものとする、同居するパートナーの方というふうに区切ってしまうので、別居するパートナーも含めるということで、ここは並びの方がよろしいとなったものです。

続きまして裏面をご覧ください。第5条のところ、本人以外の方がされる意思の表明についての文言です。「当該本人の家族等などが」と先般提示をしておりましたが、家族等などがという言い方は変ではないかという指摘がありまして、「本人以外の者が」という書き方に変えております。いずれも内容を変えるものではなく、文言の整理ということで修正しましたのでご報告いたします。説明は以上です。

(3) 「条例見直しに関する意見」及び「障害者差別解消法改正」を踏まえた施策及び取組状況

○門脇委員長 ありがとうございます。委員の皆様から質問ご意見ございますか。

続きまして協議事項(3)条例見直しに関する意見及び障害者差別解消法改正を踏まえた施策及び取り組み状況について、説明をお願いいたします。

○曾田係長 施策及び取り組み状況につきましては、前回の委員会から 1 ヶ月しか経っていないこともございまして目立った進展が少ないため、今回はレジュメに記載しています。前回は踏まえて新たに訪問させていただきましたのは、今週最初に島根県弁護士会に行かせていただいて、県内弁護士さん方への周知をお願いしたところです。

その他、接客の頻度が少ない業界団体には文書を送ろうと思っけていまして、また障がい福祉の事業所は、ご存知とは思いますが、改めて通知をさせていただこうと思っけています。また、年末年始にかけてはこれまで回らせていただいた団体が、臨時総会や役員会を開催されるということですので、10分から15分程度の説明に来てもらいたいというお申し出を何件かいただいておりますので、説明に行きたいと考えております。

続きまして市施設のバリアフリー化について、市の施設を改修または新設するときにはバリアフリー化をしてもらいたいということと、障がい者福祉課が所管で、身障者福祉協会さんにお世話なっておりますバリアフリーアドバイザー制度をぜひ活用していただきたいということで、市役所全体に通知を出しました。二つほどの部署から問い合わせがありまして、一つは下駄箱前の段差でつまづいた方がいらっしゃったので、バリアフリーアドバイザー制度を使いたいという相談でございまして、今後少しずつ相談が来るのではないかと考えております。

続きまして 11 月前後に商工会議所、各商工会、医師会、歯科医師会が、それぞれの会員さんに、市や国が作成したチラシを配布する取り組みをしていただいております。これは訪問先の団体がそういう活動を今されているという報告でございまして。この 1 ヶ月の動きをご報告させていただきました。以上でございます。

【その他】

○門脇委員長 ありがとうございます。委員の皆様から質問等ございましてでしょうか。続きまして、3 番のその他ですけれども事務局から何かございましてでしょうか。

○曾田係長 今後の開催予定を申し上げますと、今年度につきましては、推進委員会の開催の予定は今のところございませぬ。ただ、中途のところ何かご相談、ご意見等をいただきたいという場合には、開催をお願いさせていただきたいと思っけておりますので、よろしくお願ひします。

当面開催がないということもありまして条例改正等を踏まえての取り組みについて、ある意味チェックといひますか、ご報告をさせていただいております。けれども、当面開催がないとそういう機会がございませぬ。中だるみといったことがないように、春以降もしっかりとやっていきたいと思っけておりますので、また次の機会に状況をご報告させていただきたいと思っけております。

もう一つ、アナウンスでございまして。合理的配慮について基幹相談支援センター絆で企画をいただきまして、1 月 10 日いきいきプラザで講演会を開催いたします。市民公開講座ということで事業所の皆さんも参加いただけます。講師は手をつなぐ育成会の事務局長さんということでございまして、皆様の周りの方にもご周知いただきたいと思っけております。我々も周知をしていきたいと思っけておりますので、ぜひご参加をいただきたいと思ひます。

○門脇委員長 委員の皆様から何かございましてでしょうか。それではこれにて本日の審議を終えたいと思ひます。皆様ありがとうございます。議事が終了しましたので進行を事務局に戻します。

○有間課長 委員の皆様、本日は表彰の審査またご審議いただきありがとうございます。門脇委員長様には円滑に議事進行していただき、感謝申し上げます。最後に部長からごあいさつを申し上げます。

す。

○松原部長 健康福祉部長の松原でございます。皆様、本日はご多用のところご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。今回は今年度 3 回目ということで例年より一回多く開催させていただきました。先ほど説明しましたとおり、障がい者差別解消条例の改正につきましては、11 月 28 日から始まります市議会に提出させていただきたいと思っております、この間のご協力大変ありがとうございました。

また本日は、道の駅本庄をこの条例に基づく表彰の対象としてご推薦をいただいたところでございます。こちらの団体につきましては地域の振興のためにということと、できるところから一つ一つ着実なところで、障がい者の就労サポートを実施していただいているところが評価をされたのだらうと受けとめているところでございまして、今後もこのような形で貢献のある団体さん個人さんの表彰を続けていきたいと考えております。

それから来年度につきましては合理的配慮の事業者に対する義務化という、一つの節目というところになりますので、引き続き周知が行き届いて活かしていただけるように進めて参りたいと考えているところでございます。皆様におかれましても今後とも引き続きご指導ご鞭撻の方いただきますようお願い申し上げます。

○有間課長 それでは、以上をもちまして令和 5 年度第 3 回松江市障がい者差別解消推進委員会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。

(以上)